

(仮称) 安岡沖洋上風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と当社の見解

平成 25 年 6 月

前田建設工業株式会社

目次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	1
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 開催日時	3
(2) 開催場所	3
(3) 公告の方法	3
(4) 来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地 からの意見の概要とこれに対する当社の見解	5

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、事業者は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨その他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成25年3月15日(金)

(2) 公告の方法

- ① 平成25年3月15日(金)付けで、官報に「公告」を掲載した。 別紙—1
- ② 平成25年3月22日(金)付けで、下記の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。
 - ・山口新聞(朝刊20面) 別紙—2
- ③ 上記の公告に加え、次の「お知らせ」を実施した。
 - ・当社ホームページへ掲載した。 別紙—3

(3) 縦覧場所

関係地域の自治体庁舎6箇所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 自治体庁舎

- ・下関市役所 (下関市南部町1-1)
- ・下関市環境部環境政策課 (下関市古屋町1-18-1)
- ・下関市役所 安岡支所 (下関市安岡駅前2-7-1)
- ・下関市役所 川中支所 (下関市綾羅木本町3-1-20)
- ・下関市役所 吉見支所 (下関市大字吉見下1533)
- ・下関市役所 彦島支所 (下関市彦島江の浦町1-3-1)

② インターネットの利用

当社ホームページに方法書の内容を掲載した。

(4) 縦覧期間

平成25年3月15日(金)から4月30日(火)までとした。

自治体庁舎等においては、土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時半から午後5時までとした。当社ホームページにおける電子縦覧については、常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数（縦覧者名簿記載者数）

別紙—4

総数 1488 名

(内訳)・下関市役所	1 名
・ 下関市環境部環境政策課	0 名
・ 下関市役所 安岡支所	3 名
・ 下関市役所 川中支所	0 名
・ 下関市役所 吉見支所	1 名
・ 下関市役所 彦島支所	0 名
・ 電子縦覧	1483 名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知させるための説明会を開催した。

(1) 開催日時

平成25年4月7日(日) 午前10時から12時

(2) 開催場所

下関市役所 安岡公民館 (下関市安岡駅前2-7-1)

(3) 公告の方法

① 平成25年3月22日(金)付けで、官報に「公告」を掲載した。

② 平成25年3月22日(金)付けで、下記の日刊紙に「公告」を掲載した。

・山口新聞(朝刊20面)

③ 上記の公告に加え、次の「お知らせ」を実施した。

・安岡自治会連合会に所属する自治会に対して回覧を実施した。

別紙-5

・当社ホームページへ掲載した。

別紙-6

(4) 来場者数

108名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成25年3月15日(金)から平成25年4月30日(火)まで

(2) 意見書の提出方法

別紙-7

①縦覧場所及び説明会に備え付けた意見書箱への投函

②事業者への郵送による書面の提出

③電子メールによる提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は44通、意見総数は124件であった。

(内訳)	・ 下関市役所	2 通
	・ 下関市環境部環境政策課	3 通
	・ 下関市役所 安岡支所	26 通
	・ 下関市役所 川中支所	0 通
	・ 下関市役所 吉見支所	0 通
	・ 下関市役所 彦島支所	0 通
	・ 郵送による提出	3 通
	・ 電子メールによる提出	10 通

第 2 章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する当社の見解

「環境影響評価法」第 8 条の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は 124 件であった。

「環境影響評価法」第 9 条及び「電気事業法」第 46 条の 6 の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

1. 事業計画

No.	意見の概要	当社の見解
1	<p>平成25年4月7日の安岡公民館において平成21年より地元との協議を進めている・・・との説明がありました。これまで4年間の行動を時系列にしてまとめ、お知らせください。我々住民は平成25年4月7日の説明会が最初で、それまでの4年間の経緯を知らされていません。何処までこの計画が進んでいるのか、知る権利があると思いますが、いかがですか？</p> <p>例) 平成〇年〇月〇日 地元〇〇氏と前田建設工業株式会社〇〇氏と面談 風力発電についての説明を行う。 平成〇年〇月〇日 下関市役所〇〇課〇〇氏に〇〇書を提示。</p>	<p>これまでの経緯について、ご説明する機会を設けさせていただくことを検討いたします。</p>
2	<p>方法書には、風車の撤去についての工事方法、工事費の負担者も明確にしておく必要がある。昔、来留見ノ瀬に座礁した船舶が朽ち果てた状態で長い期間放置されていた事があり環境が酷く損なわれた。</p> <p>→ (理由) 撤去作業は船舶の往来に支障のない様に基礎部分も撤去する必要があるため、建設工事と同等の金額が必要と思われる。経営上の採算面での風車発電の停止、及び機械装置としての風車寿命に対する、撤去工事は当然考慮しておく必要がある。事業者の倒産も考慮し、山口県が税金を使って撤去をしなくても良い様に、予め建設業者から撤去費用を担保に取っておく必要がある。</p>	<p>事業計画は運転開始後の維持管理、撤去の費用を含めて検討する予定です。</p>
3	<p>風車設置エリアで期間1年間、風速と風向を記録する。</p> <p>→ (理由) ①1kmと離れていない地元が住宅町だから。 ②計画の信憑性の元になるデータだから。(当然のこと) ③吉見からの陸からの北風を利用する計画と思われるが、吉見浜でデインギ(ヨット)に1年間乗った経験から思うに、年間を通して、ほとんど良い風は無かった。春には1週間位、強い風が吹く、他は吹かない日が多かった。どこの地点でどの期間、風向・風速を記録したのだろうか？ ④吉見(盆地)からの北風利用だからどうしても陸地に近くなるしかない。つまり、企業の利益と住民の迷惑が反比例の関係にある。シャドウフリッカーの影響範囲がとてつもなく大きくなるはずだ。後々も、景観・騒音・低周波問題が山積みになる。うまいこと工事費と売却益を手にして、あとは現地本社にまかせてとんずら出来たら、うまくいったということになる話し。 ⑤ヨーロッパでは2008年イギリス5～6km、2012デンマーク8.3kmが最短でそれ以外は10km～20kmで設置されている。 ⑥この計画は無謀。住宅町に0.7km～1.4kmの近さで洋上風力発電を建てる。日本のみならず、世界的に見てもニュースバリューがある話し。旅行に行って下関からと言うと、「ああ風発の、大変ですね」と言われて、内心バカにされるに決まっている。そんな内容の計画だと思う。</p>	<p>風況調査を平成23年2月～平成24年1月の1年間実施しました。場所は、下関市安岡本町の村崎ノ鼻先端部です。</p> <p>風車の配置について、方法書で記載しているものは案です。今後の調査、評価の結果をふまえて対象事業実施区域内で配置を検討いたします。配置については環境影響評価準備書(以下準備書)に記載いたします。</p>
4	<p>安岡に計画した理由が不明確です。3行～4行の説明で終わりですか？計画理由を明確にすべきです。</p>	<p>基本的な調査を行うことについて、関係者のご理解を得ることができました。その結果にもとづき、安岡沖に計画した理由として方法書「2.1 対象事業の目的」(-2-1(2))に記載しております。</p>
5	<p>現在稼働している、洋上発電は全国で2例、福岡県北九州市と千葉県銚子沖だけです。しかも両方とも実証実験の段階でその評価もできていません。この時期尚早と思われる時に、何故こんな無謀な計画をするのかわかりません。再度聞きます。何故”安岡”なのですか？47都道府県のなかで山口県を選びなおかつ安岡に計画する理由はなんですか？</p>	<p>基本的な調査を行うことについて、関係者のご理解を得ることができました。その結果にもとづき、安岡沖に計画した理由として方法書「2.1 対象事業の目的」(-2-1(2))に記載しております。</p>

No.	意見の概要	当社の見解
6	<p>風車が発生させる低周波が人間や動物(ペット含む)、家畜、野生生物に対して、健康被害が起きえない事を証明していただきたい。日本全国、また、風力発電先進国の欧米諸国で風車が様々な問題を起こしていることを事業者はご存知なのか？</p> <p>・集中力低下 ・精神的ストレス ・イライラ感 ・めまい ・吐き気 ・胃障害 ・耳鳴り ・継続的騒音による不眠症 ・頭痛 ・パニック ・無気力・・・等</p> <p>事業者のご自宅、そしてご実家近辺で風車建設を行い、(一基でよいです。一基なら建設出来るのでは?)、30~40年経過後、奥様、お子様、お孫さん、親や兄弟、飼っている犬、猫、小鳥・・・ご自分自身の身体に何の変化もなければ、どこにでも建設すればよい。</p> <p>私たちは人体実験に参加するつもりはございません。そもそも、日本で(安岡地区で)風力発電は、意味がありますか? 風がふかなければ発電しない。台風や強風により破損防止の為に停止する。その後、モーターで再始動させるのに大量の電力消費。風が強すぎると壊れる。全く、、、全く信頼性がないですが、、、。ほんの、、、ほんの少しのエコより”体”です!! 「健康」が何より一番大事なのではないでしょうか。</p>	<p>風力発電施設からの風車騒音や低周波音について環境基準、目標値などが明確に規定されておりません。</p> <p>健康を含めた環境への影響については、方法書にもとづき調査、評価を行います。その結果については準備書に記載いたします。</p>
7	<p>最大60,000KWの発電としているが、その根拠は? (例:中国電力の要請等か?)</p>	<p>対象事業実施区域内での風車の建設台数と能力から想定しております。</p>
8	<p>本来であれば、計画を実行に移す際には、地域住民→エコ→行政(委託発注)→企業の順番ですすめなくてはいけない計画をまったく逆の発想で、企業の利益(売り込み)、行政、エコ、地域住民の順番になっているのは、何故ですか。こんな無謀な計画、行政では到底考えられません。こういう逆転の発想での事業計画についてはどうお考えですか?</p>	<p>手続きについては、環境影響評価法にもとづき行っております。説明会を行い、行政の審査を受け、その結果をふまえて環境調査に入ります。なお、今回の事業は行政が実施主体となるものではなく、行政は許認可の決定、指導、監理をする立場にあります。</p>
9	<p>外国の例を調べました。イギリスの計画は3段階目(ラウンド3)になってくると、日本経済新聞の記事に載っていますが、景観や住民などへの配慮から100km~300km海岸より離れて計画しています。しかも水深40mです。オランダでは海岸より23km離れた場所に計画しています。</p> <p>”安岡”の計画では海岸1.5km以内に隣接し、しかも人体に影響を受けるとされている2km以内に病院、小、中、高校があり何千世帯の民家があります。イギリスの計画に比べれば、海岸からの距離は、100倍以上近くに計画しています。</p> <p>住民説明会で事業者の説明だと水深20m以上深い場所だと、技術的に難しいという説明でしたが(4月7日安岡公民館にて)、外国では例があります。本当に住民、エコの事を考えているのなら、計画の段階で別の場所で水深の深い地域で計画できるではありませんか?ただ、”弊社ではできませんという理由だけで、水深20m以内、民家1.5km以内、風が吹く場所という理由だけで”安岡”を選ぶとは、あまりにも理不尽な話です。そのあたりの企業としてのモラルをどのように考えていますか?</p>	<p>健康を含めた環境への影響については方法書にもとづき調査、評価を行います。その結果については準備書に記載いたします。</p> <p>風車の配置については、方法書にもとづき調査、評価を行い、その結果をふまえて対象事業実施区域内で配置を検討いたします。配置については準備書に記載いたします。</p>
10	<p>風力発電は事業リスクが大きいとある(東京海上リスクコンサルティングレポート2013年3月28日)。そこで、御社が、建設途中における資金難や、或いは計画・建設途中で電力供給の採算割れの可能性が起こった場合、撤退等どのような対応を採るのか事前に地元説明・公表してほしい。また、海上発電は、海上メンテナンスに莫大なコストがかかることが予想されているが、御社は将来にわたって財政的にペイできる根拠を持っているのか、住民説明会等で十分に説明してほしい。</p>	<p>事業計画を考えるにあたり、リスクおよび資金計画については慎重に検討いたします。</p>

No.	意見の概要	当社の見解
11	着工した場合、資材置場や搬入ルートはどうなるのか。	資材置場は長州出島（人工島）を想定しております。また、大型資機材は海上輸送で直接長州出島に搬入することで考えております。
12	20基続けて設置しないで1台でもテスト的に運転して見ると云う方法は有りませんか。	NEDO（独）新エネルギー・産業技術総合開発機構）が実施している洋上風力実証研究の成果や海外の実績などを参考にし、また当社の陸上風力や海洋工事の経験をふまえ、どのように事業計画を進めるか検討いたします。
13	陸上での風力発電には様々な問題がクローズアップされるようになり残念ながら近年は停滞しています。そうした弱点を克服する可能性のあるのが洋上風力発電ですが、送電網の設置コストが高いことやわが国近海の水深が深いこと、台風といった自然災害が多いことが導入の壁となっていました。が、これらのハンデを技術革新で克服する動きが活発になってきていてその一つが風車を浮体構造物の上に乗せるという方式です。今は洋上風力発電がまたとないビジネス拡大のチャンスと捉えている企業が増えてきており、その点からもこれから先、技術はどんどん進んでいくことでしょう。洋上風力発電は今すぐ必要とするものではありません。発展途中の技術開発に注目しながら、何がそしてどこが一番リスクを抱えなくていいのか、見分ける時間があってもいいのではと思います。	
14	海上設置型風力発電は、銚子沖で東京電力が研究を始めたばかりと聞いている。御社では研究開発をせず、安岡沖にぶっつけ本番で設置をするのか、見解を聞きたい。	
15	世界の先進国の事例と比較して説明されることが必要です。	海外の事例を文献等で調査する予定であります。
16	どうしても計画したいのであれば、同じ条件で別の地域で検討、実行して30年間健康被害等1件もなければ、この”安岡”で計画してください。全国に事例がなければ、人体実験と思われるもしかたないのではありませんか？ご意見をお聞かせください。	健康を含めた環境への影響については方法書にもとづき調査、評価を行います。その結果については準備書に記載いたします。
17	施工実績についての問い合わせです。前田建設工業株式会社はこの洋上風力発電の実績はありますか？あるとすれば、何処に何基、製作実績がありますか？なければ自社として何処で実証実験おこなっていますか？	洋上風力発電の施工実績はございません。 NEDO（独）新エネルギー・産業技術総合開発機構）が実施している洋上風力実証研究の成果や海外の実績などを参考にし、また当社の陸上風力や海洋工事の経験をふまえ、どのように事業計画を進めるか検討いたします。
18	再生エネルギーである風力発電所は基本的に歓迎したいが、住民の健康を損ねては困る。また、説明会で示された資料はイメージ写真が今後予想される状態とかけ離れている。事前調査を他社（協力会社）が行ったことで不安がある。更に公的資料によると大規模な設備は知見が不足だとある。特に洋上沖合でも定床式は無理だと思うから、規模（出力）に比例して住民の苦情が多くなりますね。たいへん心配です。	イメージ写真はほぼ縮尺通りに作成いたしました。 NEDO（独）新エネルギー・産業技術総合開発機構）が実施している洋上風力実証研究の成果や海外の実績などを参考にし、また当社の陸上風力や海洋工事の経験をふまえ、どのように事業計画を進めるか検討いたします。
19	下関市に事業収入が還元されるようにすれば良いと思います。コミュニティに還元してください。	事業を行う場合は、事業会社は下関市に置く予定です。それに伴い、下関市に還元できることがあると考えます。

No.	意見の概要	当社の見解
20	風車の建設に反対します。 → (理由) 民家に近すぎる。	風車の配置については、方法書にもとづき調査、評価を行い、その結果をふまえて対象事業実施区域内で配置を検討いたします。配置については準備書に記載いたします。
21	説明会での低周波、騒音、電波障害他諸々の問題はどの様に超えて行くのか。外国では英国100km。オランダ23km沖合。安岡は2kmとか。日本ではどこかに実績が有るのですか。2年間の間全てOKと成るのでしょうか。	
22	風車の設置場所を遥か沖合に移動することを検討すること。今の予定地では決して認めることはできない。	
23	民家から2km以上離して再検討のこと。	
24	現在日本国内では、洋上に風力発電を建設した事例は全国では、一基もありません。騒音・低周波音健康被害も出ており、影響の範囲は、2kmほどに及ぶと言われています。また、他の場所でも3km離れた場所で被害にあっている人が報告されています。洋上風力発電を目指す外国においても、海岸より100km以上離れている。現段階では安岡沖洋上風力発電事業計画については容認する事は出来ません。	
25	風車は2km以上、沖に設置することが望ましい。	
26	変電所を海岸に設置することが望ましい。	今後、事業計画を行うに当たっては、方法書にもとづき行う調査、評価の結果をふまえ、近隣住民のみなさまの生活環境に十分配慮した計画となるよう検討を進めてまいります。
27	この意見書に対する解答にはなっていないかもしれないが、ただひたすら周囲の環境と景観を求めて買った土地、建物なので、如何なる理由があろうとも建設には反対である。	
28	安岡風力発電事業に反対です。(説明会体調不良欠席)	
29	年老いて来ました。静かに暮らしたいものです。	
30	何かを犠牲にしてまでも、良い事だから工事をするなどもつてのほかです。海は本当に私達の生きるための場所です。ぜったい大反対です。大切な事は取り返しがつかなくなってから分かるものです。それからではどうすべきかも知いではないですか。弱い人間だけが苦しむ事なのですか？どなたが健康を守ってくれるのですか。自分が守るだけでしょう？	
31	私は健康ではありません。風車はぜったいに反対です。怖い低周波音被害が有るときいてます。自然は大切なものです。健康は自然が作ると思っております。長くない人生です。そっとできませんか。子供に良いふるさとを残してやりたい。命を大切に考えてもらいたい。自然は私達のもので一人一人が守るものです。	
32	付近住民にはデメリットばかりである(景観被害、低周波音被害、等)	
33	地域住民のメリットがなければ反対したいと思います。何の事業でも人々に喜ばれての事だと思います。豊かな自然を次の世代まで残していきたいと思います。	

No.	意見の概要	当社の見解
34	<p>病気を治す役割の病院で、入院・治療している入院患者や高齢者様に対し、健康に害のある可能性があることには賛成できない。</p> <p>①風力発電の風車による低周波音が人体に及ぼすEBMの欠如</p> <p>②松涛会グループ内を利用している患者様、ご利用者、入居者様、そして職員、1日平均1,322名の人達に及ぼす肉体的な調査の欠如 安岡地区における1日の滞在者数の平均人数 <患者様・入居者・ご利用者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・安岡病院278名・安岡病院外来50名・老人保健施設コスモス71名 ・特別養護老人ホームはまゆう苑60名・グループホームわたぼうし18名 ・コスモスデイケア60名・ショートステイ19名・はまゆう苑デイサービス30名 ・脳いきいきデイサービス12名・ケアハウスオリーブ50名 ・生活支援ハウスねぎぼうず20名 <p><職員></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定医療法人社団松涛会548名・社会福祉法人松涛会106名 <p><総合計> 1,322名</p> <p>③病院建物の近くを通る高压送電線</p>	<p>大気環境の調査地点として病院を考慮しております。</p> <p>今後、事業計画を行うに当たっては、方法書にもとづき行う調査、評価の結果をふまえ、病院のみならず十分に配慮した計画となるよう検討を進めてまいります。</p> <p>送電線の影響については、文献調査および現地調査等をふまえ、評価を行います。</p>
35	<p>風力発電の設置場所・距離</p> <p>①北欧諸国の風力発電を見ても周囲に何も無い広大な敷地に設置している。</p> <p>②公的な法人（特定医療法人や社会福祉法人）として我々が地域に密着した社会的責任を負ったグループなのか理解していない。理解していれば2km以内に風力発電を立てる計画はない。</p>	<p>風車の配置については、方法書にもとづき調査、評価を行い、その結果をふまえて対象事業実施区域内で配置を検討いたします。配置については準備書に記載いたします。</p>
36	<p>不動産価値についてお聞きします。このまま計画が実行されれば、この土地を離れようとする人達が出てくると思います。しかし、その時には風力発電の健康被害がこれだけ世の中に定着しているので、転売できたとしても、二束三文もしくは、売れないという事態になりかねません。風力発電が出来る前の価格事例と風力発電ができたあとの、金額の差異は誰が保証してくれますか？今後の参考にしたいので、現段階で考えておられる、役職と氏名を教えてください。例：前田建設工業株式会社取締役会長〇〇…など、それとも”そういう補償など全く考えていません”ですか？お答えください。</p>	<p>方法書の段階であり、環境調査をまだ行っておりません。現時点で環境影響にかかわる判断材料がございませんので、補償に関する言明は差し控えています。</p>
37	<p>着工と決まった場合、地元自治会との間に「今後、大型風車による健康被害の発生が科学的に明らかになった場合には、事業者の責任において速やかに風車を停止し、撤去を含めて改善策を講じると共に、原状回復と補償を行うこと」という覚書を取り交わしてほしい。</p>	
38	<p>低周波被害が出た時には、どのような補償が考えられるのか、についてコメントすべきである。方法書にかかれた一般的予測方法では、（建設推進側による）恣意的な評価しか出てこないのではないか。</p>	
39	<p>完成した場合、健康被害、電波障害、騒音被害を受けたら補償していただけるのか。窓口はどうなるのか。</p>	

2. 環境全般

No.	意見の概要	当社の見解
40	環境アセスメントによる方法書のインターネット縦覧及び住民説明会のやり方に問題がある。 →（理由）インターネットの縦覧について、方法書が印刷できない設定になっている事。及び住民説明会において、会場への入場に住所氏名をもとめ、住所氏名の記入をしたくない人に、入場拒否をした事。これらは環境アセスメントの広く住民に意見をもとめる目的に反していると考えられる。	印刷のできない設定となっていることについては、著作権の侵害、ファイルの改ざん等の懸念があるためです。『環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する基本的な考え方』（環境省総合環境政策局環境影響評価課平成24年3月）に従ったものです。 また、住民説明会において住所氏名の記入をお願いしたのは、ご質問、ご意見をいただくにあたり、本事業にご関心のあるみなさまの地域や現状をより理解するためです。
41	御社のHPからダウンロードしたアセス図書は、プリントできないように設定されているようです。現在、インターネット上の多くの文書は自由プリントアウトできるが、なぜ御社はこのような措置を取るのか。プリントアウトできない理由を説明すべきである。プリントアウトされると困る理由はなんなのか。むしろこのような設定は、御社への不信につながるのではないのか。	
42	備え付けのA4版「環境影響評価方法書についての意見書」の下の欄に「意見の理由」とあるが、「意見の理由」とは何を指すのか意味不明である。	環境保全の見地から方法書に対する意見は、理由を含めて記載する旨を規定している環境影響評価法施行規則第4条に従ったものです。
43	4/7の住民説明会を受けて ① 国の補助は受けていないという回答をされていましたが、これは撤回すべきです。固定買取制度を受けた場合、20年間、売電料金に補助が適応されます。 ② 全く住民との歯車が噛み合っていませんでした。住民が言われる様に風力発電の設置場所と住宅地との距離が近すぎると不安を抱えています。昨日の回答は、事業採算性という企業論理での回答でしかありませんでした。住民の意見に真摯に向きあい、距離について再度見直し、住民に説明し、理解を求めた後、環境アセスを行うべきと思いました。	①現時点まで公的補助は受けておりません。なお、再生可能エネルギー賦課金は電気使用量に応じてすべての電気使用者から徴収することとされており、これは電気事業者が買取制度で電気を買い取るための費用に回されています。最終的には再生可能エネルギーで電気をつくっている者に売電料金という形で届くというものです。 ②方法書にもとづき行う調査、評価の結果をふまえ、近隣住民のみなさまの生活環境に十分配慮した計画となるよう検討を進めてまいります。また調査を行う際には、ご説明する機会を設けさせていただくことを検討いたします。
44	4月7日の説明会において、多くの近隣住民から懸念や疑問が出ておりました。それらの多くは、説明会中に解決（質問者が納得する）できたとは思いませんでした。それらの質問事項に対して、『方法書に対する要望、意見』として改めて取り上げて下さい。説明会中では、最後になってご紹介を受けていない会社の人が事業全体に関する質問に答えているなど、わかりにくい点が多々ありました。そのような点を再度整理して頂きたいのです。ひとつひとつの意見に真摯に対応して頂くことを強く希望します。	方法書に対する「意見の概要・見解」については、環境影響評価法第14条に準備書に記載することが規定されております。 また、上記に加え、みなさまにご理解いただけるよう、事業全体に関する事項も含めてご説明する機会を設けさせていただくことを検討いたします。
45	今後も、機会あるごとに、住民説明会を開催するよう要望する。	
46	次回また、話しの会をひらいてください。	
47	特に完成後に想定される問題点を三地区（西安岡・本町・東町各自治会）に説明する事。	
48	住民意見を十分聴くこと。	

No.	意見の概要	当社の見解
49	前田建設工業株式会社の住民説明会がH25年4月7日にありましたが、御社の計画は4年前からと聞かされました。計画が4年で住民への意見書が3週間とはあまりにも短かすぎます。せめて1年間は必要ではないでしょうか。	環境影響評価法第7条ないし同第8条にもとづいて、方法書の縦覧、説明会開催、意見書提出の手続きを行っております。 短すぎるとのご意見を真摯に受け止め、今後は、ご理解いただけるよう、事業全体に関する事項も含めてご説明する機会を設けさせていただくことを検討いたします。
50	住民からの意見の求め方に関する問題点 今回の住民から集められる意見書は「方法書についての環境保全の見地からの」意見に限定されているが、住民から求めるべきは、当該プロジェクトそのものに関する意見であり、「方法書についての環境保全の見地からの意見」ではない。論点が、事前調査の方法が妥当かどうかという問題に完全にすり替えられている。 英国の例にあるように、海岸からの風車までの距離が11km、さらには100km～300km、水深は40m（日経新聞2011.2.7）という場所に設置するなら理解が可能であるが、技術力のなさから民家から500mという至近距離に、一私企業の利益のために、多くの住民の健康に悪影響を与えらると思われる20基もの風車の設置を計画するというのは、住民を無視した無謀なプロジェクトであると言わざるを得ない。 まずはこのプロジェクトそのものに関する意見を住民から集めることが最優先である。このための機会を十分に設けず、一足飛びに調査の方法論についての意見を素人から求める意味がわからない。	短すぎるとのご意見を真摯に受け止め、今後は、ご理解いただけるよう、事業全体に関する事項も含めてご説明する機会を設けさせていただくことを検討いたします。
51	前田建設工業株式会社の安岡公民館での説明会の準備期間が4年間を費やしているのに対して、我々地域住民へのアンケート期間が3週間。あまりに短すぎはありませんか？告知期間も含め1年間は必要だと思いますが、いかがですか？この計画自体を知らない人達がたくさんいます。質問書及び要望書という形式でアンケートの延長を強く願います。延ばせないのであれば、理由を聞かせてください。	
52	今回の意見聴取で住民から得られた「全ての」意見を地域住民が共有できるよう、徹底的に情報開示すること。	方法書に対する「意見の概要・見解」については、環境影響評価法第14条に準備書に記載することが規定されております。
53	市、または県に対する、住民の意見説明の際には前田建設工業に有利な報告のみすることにならないように、住民からの意見をそのまま伝えること。またその事実が住民全員に明らかになるような方法をとること。	上記に加え、いただいたご意見を報告する機会を設けさせていただくことを検討いたします。
54	このアンケート内容全文と前田建設工業株式会社からの回答の開示を希望します。どこかで、閲覧できるよう願います。もしできないのであれば法的に説明願います。説明会後の事業者との電話のやり取りの中で、開示閲覧の確約をしていただいておりますが、宜しくお願います。	
55	アンケートすべてに関して、いつまでに回答できるかまず告知してください。	
56	工事が始まると色々と迷惑が始まる。 我が家は工事の道のそばなので色々と迷惑だ。	今後、事業計画を行うに当たっては、方法書にもとづき行う調査、評価の結果をふまえ、近隣住民のみならずの生活環境に十分配慮した計画となるよう検討を進めてまいります。
57	風力発電は必要だと思います。しかし、そのまわりの住民の健康等の被害を重視すべき。	
58	基本的には風力発電は歓迎します。ただし住民の健康を損ねない条件です。会場ではいろいろ質問、要望しましたが次についてもしっかり調査願います。	
59	環境などの自然を守ることができるのなら本件風力発電事業を賛成いたします。	
60	健康被害については誰もが知っていると思いますので詳しくは書きませんが、この地域には多くの病院、学校等公的機関があります。すべて2km以内です。全国で1件も実例がありません。被害がでてからでは、遅いと思いますよ。健康被害についてはどうお考えですか？	

No.	意見の概要	当社の見解
61	平成25年4月7日10:00より安岡公民館にて説明会がありました。その際に我々は住所と名前をかかされました。にもかかわらず、説明会では終了10分前になって、初めて説明された方々の役職と名字を聞きました。それも参加者の地元住民が再三催促しての結果です。われわれが署名した名簿をどのように使用するつもりですか。教えてください。それとこの事実（役職、名前を言わない）についてどう思いますか。	冒頭に事業者と環境影響評価を担当している会社の者の会社名、氏名を紹介いたしました。協力会社の者の氏名は紹介しておりませんでした。出席者全員の会社名、役職、氏名を紹介しなかったことを反省し、今後は冒頭に出席者全員の紹介をいたします。 名簿については、本事業にご関心のあるみなさまの地域や現状を理解する目的以外には使用いたしませんので、ご理解のほどお願いいたします。
62	建設には地元の合意形成が大前提であることを御社の責任として、文書で表明してほしい。	地元のみなさまのご理解が得られるよう、今後も事業に関してご説明する機会を設けさせていただくことを検討いたします。
63	環境アセスメント項目全般について、風力発電鉄塔（あるいは鉄柱）本体は負荷を出さないの、方法書のほとんどの予測評価項目は、「影響がない」と評価される内容である。このため、ここに上がっていない以下の項目も、評価すべきである。 ・風況の変化や、海象の変化、周辺海岸への影響、低周波騒音に関する最新の知見・研究に基づく影響予測や専門家からの助言・提言、などを入れるべきである。 ・P4-2、表4.1.1に専門家の助言が乗せられているが、生物関係の助言しか記載されていない。工学的見地からの意見がない。工学的見地からの助言・提言を載せるべきである。	今後、調査、評価を行う上で最新の知見・研究に基づく影響予測や専門家からの助言・提言を参考にいたします。 工学的見地については、建設の設計、施工の検討において、環境影響評価とは別途専門家の助言を受けることを予定しております。

3. 大気環境

No.	意見の概要	当社の見解
64	騒音予測の評価と対策：低周波発生による周辺住民への影響など、影響評価で挙がっている項目に追加して、さらなる詳細な調査予測・騒音学会や医学会からの評価・助言・保障。	生物への影響だけでなく、騒音・振動・低周波音に対する予測評価、風車の設置による流況・流速の変化と地形変化への影響等についても、事前調査および変化予測等の検討を行っていきます。 また、調査実施に伴い、さらに専門家、学識者等からの聞き取り等を行い、助言・提言をいただく予定です。
65	当地は北西の風が強く、特に台風の影響が大と思われ。	台風など強い風力の発生する気象につきましては、過去の台風データや他の風力発電事例を基に、安全性に配慮した施設設計を行います。また、風力発電機メーカーは決まっておりませんが、風力発電機には最大瞬間風速が規定値を超えると停止するような措置がとられます。
66	北西の風により、大気騒音や汚染が加速し、高齢者には健康被害の懸念がある。 →（理由）以上により反対いたします。	騒音については工事施工中および施設の稼働も含め、今後、調査および影響予測等の検討を行います。 また、風力発電機は、ばい煙発生施設ではないため、施設の稼働における大気質への影響はないものと考えます。
67	騒音、低周波音の件 多くの定点に於いて、現在の値、風車設置後、稼働前及び稼働後の値を実測、予測により図示すること。	騒音調査、振動調査、低周波音調査実施後、影響範囲や予測値について調査結果を準備書に図示いたします。
68	低周波に関する評価方法 評価の手法に実施可能な範囲と記載されています。実施可能な範囲についてももう少し具体的に示すべきだと思います。他の事例で低周波音が問題になっています。その事例の検証と本計画との比較検証も必要です。	現在、風力発電施設からの風車騒音や低周波音について環境基準、目標値などが明確に規定されておりません。本事業における環境影響予測といたしましては、既存の風力発電施設、家庭用電気機器の低周波発生事例等を用い、評価を行う予定であります。
69	騒音、低周波について、実施可能な範囲で、回避又は低減されているか評価とあるが、騒音、低周波の回避又は低減は実施可能ではない。 →（理由）騒音、低周波の回避又は低減方法は下記3項目であるので、実現可能なものはない。 ①発生音を減ずる。：ブレードから発生する音を低減する方法は無い。 ②音の発生源を囲う。：囲えば風を遮るので不可能。 ③音を減衰させるサイレンサーを設置する。：大き過ぎて現実的ではない。	騒音、低周波音の発生については、当該施設は海上に設置されるものであり、施設への騒音低減装置等の設置は難しいものと考えられます。 騒音、低周波音低減対策としましては、調査、評価の結果をふまえた風車の配置の検討が考えられます。
70	騒音、低周波について、実施可能な範囲で、回避又は低減されているか評価とあるが、騒音測定機器では評価は不可能である。 →（理由）風車の定格風速12m/s時には、木の枝、電線等が風でうなっているため風車から発生する低周波測定は出来ない。 このような場合、風車以外の低周波が風車と同等又は大きいので、問題ないと判断するのは間違っている。 理由として、騒音測定機器は音の周波数と音圧しか測定出来ないが、人は更に音色が分かるので、風車の音が聞こえる。 聞こえるという表現は、耳だけでなく、肉体が感じることを言う。 音には、音色でストレスを感じるものと、そうでないものがある。 風、波等の自然な音は、低周波も含めて、健康被害を受けないように人類が進化していったものと推測する。	風力発電における騒音の影響評価については、平成23年度に環境省によって調査検討手法の検討が行われております。海外事例で音圧レベル測定的手法なども示されておりますので、このような事例を参考にして、調査、評価を実施したいと考えております。

No.	意見の概要	当社の見解
71	<p>方法書に、2kmの範囲に低周波の影響が考えられると書いたあるが、どのような影響なのかが全く書かれていない。よって健康被害があることさえ、一般の人は分かっていない。そのような方法書は不完全である。そもそも、貴社の、低周波による健康被害の認識が浅いのではないか。そうであれば、体験してほしい。周波数発生器、アンプ、スピーカーがあれば、簡単に体験できる。</p> <p>→（理由）低周波について、研究したことがあるが、担当者全員が吐き気、動悸、息苦しさを訴えた。その中で経験したことは、測定マイクをコンクリートブロックで全面囲っても、遮音できないということであった。低周波の回避低減は容易ではない。風力発電建設場所が民家に非常に近く、将来、健康被害が発生した場合、住民数万人の補償ができるのか。</p> <p>水俣病のチソンのようになる可能性もある。そのようなリスクを伴う方法書の事業に価値はあるのか。</p>	<p>「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」平成10年通商産業省令第54号)によると、環境影響を受ける範囲と認められる地域として、原則として対象事業実施区域から1km程度の範囲が基準とされています。この考え方は、手引書によると工事中及び供用後の騒音・振動の影響が、距離により減衰していくことから、工事場所から1km離れば影響はほとんど及ばないことを考慮して定めたとあります。本対象事業実施区域の周囲1kmでは、陸域部がほとんど対象外となることから、より安全側に配慮し、基本的な調査対象範囲を2kmとして設定しました。</p> <p>方法書では調査地域を風力発電施設の稼働で発生する低周波音が影響を及ぼすと想定される範囲を含む区域として設定しております。調査地域の現況を調査し、どの程度低周波の影響を及ぼすのかは今後の検討となります。</p>
72	<p>風車の音で夜眠れなくなる。 風の強いところなので、電線の音でさえ夜目が覚めるのに、風車の騒音、低周波音の影響で眠れなくなると高血圧の自分にとって不安である。</p>	
73	<p>風力発電の運転による騒音問題。この問題が一番の課題となると思っています。</p>	
74	<p>騒音調査等の調査期間について。2季（夏・冬）の各1日の調査で予測が十分できますか。その根拠は何ですか。</p>	<p>風車騒音調査については、洋上に設置した風車から発生する騒音について検討するため、夜間を中心とした一日のうちでも最も静穏な時間帯を設定して調査を行います。調査時間帯は朝、昼間、夜、夜間の4時間帯について行い、影響を予測・検討いたします。</p> <p>調査時期については、風速の強い時期（冬季）と弱い時期（夏季）の2季として調査時期を設定しております。</p>
75	<p>大気調査地点・騒音調査地点・低周波調査地点に、上記（意見者住所）地番の家屋地点を含める。 →（理由）海と国道から中間の地点であり、商店も無く、漁師は夜9時には寝て、とても静かで、騒音第一種区域の実態がある証明が出来る。</p>	<p>騒音等の調査地点については、対象事業実施区域で、風力発電施設の稼働で発生する騒音（風車騒音）が影響を及ぼすと想定される範囲、建設工事の実施及び運搬用車両の走行で発生する騒音（建設作業騒音及び道路交通騒音）が影響を及ぼすと想定される範囲で設定しております。</p> <p>福江地区は、海岸からの緩やかな傾斜地であり、海面まで視認できる地域と考えられます。今後、調査地点として追加することを検討いたします。</p>
76	<p>騒音等の調査地点について。第1～第3種の区域外でも調査するのに、住民のいる福江集落に調査地点がありません。その設定根拠は何ですか？又、事後に何かあった場合は対処してもらえますか。福江は地形的にも気象上からも風の集まることで、影響が大きいと思われま。</p>	

No.	意見の概要	当社の見解
77	大気環境＞振動(>振動)の中に、ただの振動とは別に、「低周波振動」の項目を追加して、そこに施設の稼働に○を含める。 →(理由)建物、障子をゆらすのは、低周波振動と思われる。そこまで大きくなくても人体の水に浮かんだ細胞を意識出来ない位のレベルで振動させ、不定愁訴を発生させる物理特性があるから。	風力発電施設の発生する騒音・低周波音については、平成23年度に環境省により環境への影響がどのようなものか検討されております。 また、NEDO(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構)が実施している洋上風力実証研究の成果、低周波数音を発生する家庭用機器類の評価なども併せて検討し、国内や海外の風力発電所の事例についても調査検討を行います。
78	風車のプロペラから発生する回転音と低周波音に対する対策はしていますか。	近隣住民のみなさまの生活環境に十分配慮した計画となるよう検討を進めてまいります。
79	はたして低周波がどの様に出るのか、また人体に与える影響があって、どんな事例があるか、また全国各地に設置されているところの影響があれば知らせてください。 私は風力発電の若松や北浦に何回も行きましたが、低周波を感じたことはありません。 私は建設に賛成です。	
80	洋上計画では住民への騒音、低周波の被害がおきないようにしてほしい。	
81	低周波発生に伴う健康に対する影響が問題点となると思います。	
82	豊北町の山の上に何本も風車が建っています。その異様さに驚かされます。夜もうるさくて眠れないという話も聞きます。私が心配なのは低周波による健康被害です。病気になってからではおそいので私は高齢になっても安全で、安心して心豊かに余生を送れるこの地で生活したいと思っています。この計画、初めからなかったことにして下さい。	
83	海の中での低周波や音、振動などの悪影響がある。	水中騒音については、特に施工中の海生生物への影響を検討するため、対象事業実施区域中心付近および、騒音影響調査範囲としている対象事業実施区域より2km地点において水中音圧レベルの測定を実施いたします。

No.	意見の概要	当社の見解
84	低周波については既設の周囲を調査の上、位置を決定していただきたい。	風力発電施設が発生する騒音・低周波音については、平成23年度に環境省により環境への影響がどのようなものか検討されております。
85	エネルギー政策は非常に大事である。風力発電はただ、2km範囲は影響が出るとのことであり、風向等で陸地にさらに影響が出ると予想される。沖縄基地の騒音、振動問題もあり。当地区で設置された後、苦情を言ってもしかたない。仮に設置するなら計画よりももっと沖に設置すべきではないか。（計画区域内2km以内の民家も多い）計画変更すべき。	また、NEDO（独）新エネルギー・産業技術総合開発機構）が実施している洋上風力実証研究の成果、低周波数音を発生する家庭用機器類の評価なども併せて検討し、国内や海外の風力発電所の事例についても調査検討を行います。
86	設置予定エリアの2km以内には、たくさんの民家や病院・学校があります。音に敏感なペットも飼われています。騒音・低周波音による健康被害は2km、場合によれば3kmにも及ぶと聞きます。この予定エリアへの設置には反対します。民家より10km以上離れたところに設置すべきです。	風車の配置については調査、評価の結果をふまえ、検討いたします。
87	沿岸からさらに風力発電を沖合に出すべき。500mでは近すぎる。低周波騒音の被害が予想される。風力発電自体は良いが、距離によって人体への影響が危惧されている。私は実際に家の近所につくられて（距離不明）体調を崩したという本人の話しをきいたことがある。位置の問題は大変重要だ。住民が納得のいくものでなければならない。	
88	騒音、低周波のところに、ブレードの回転に依る影響が考えられるとある。その範囲として、2kmの範囲が示されている。しかし、その範囲には2~3万人が住んでいる。先進国なのだから、影響が考えられる場所に風力発電所を建設すべきではない。現存する風力発電の低周波被害実態を考慮すべきである。事業の目的に、「周辺環境との調和も考慮した、洋上風力の良い先例となるよう事業をすすめる」とあるが、騒音、低周波被害で地域を犠牲にした計画がどうして目的に叶うのか。民家まで500mしかない。 →（理由）昨今、風車の騒音、低周波による健康被害が問題となっている。山口県の風車地域の住民から低周波被害を実際に聞いている。ネットを見れば幾らでも報告されている。低周波の影響範囲2kmの根拠はなにか。風車が陸上にある場合は、低周波エネルギーを森林等が吸収し減衰させるが、風車が海上にあれば、低周波は遙か遠くまで届くので、もっと民家から遠ざけるべきだ。住民説明会で、航路があるから沖合には建設できないと説明を受けたが、そんなことはない。航路等の制約のない海域である。関門航路から山陰方面への航路筋を考慮するだけで良い。（海上保安部に向いて問い合わせた。）	
89	低周波騒音の調査方法に関する問題点 低周波騒音が引き起こすと思われる騒音公害が住民の最大の懸案事項であると考えられるが、「環境影響評価方法書」では極めて限定的な方法的説明がなされているだけである。低周波に関する法的規制は「法令等による基準はない」p.102とされているものの、さまざまな報告書、書籍などで、人体に対する悪影響が指摘されていることは周知の事実である。にもかかわらず低周波騒音に関する問題を極めて限定的にしか扱っていないことに問題が存在する。 さらに大きな問題は、低周波騒音の調査方法である。「予測式による方法は定量的な予測が可能であり、一般的な手法である」p.150という説明がなされているが、実際に風車を設置することなしに、予測式を用いたシミュレーションだけでことたれりとするのは、大きな問題をはらんでいるといわざるをえない。前田建設工業にとっても海上風力発電は初めての試みであり、同様な海上風車から得られたデータは存在しないはずである。これまでに設置した経験のある地上の風車とも条件は異なると思われるし、この予測式にもとづく方法を妥当な方法であると認めることはできない。 本当の影響は、実際に風車を設置した後にしかわからないというのでは困る。	

4. 水環境

No.	意見	当社の見解
90	潮流の変化：海上に20台もの鉄柱がたてば、潮流の変化は当然起こる。潮流の変化にともなって、海底地形が変化し、底質の再分布も考えられる。底質の変化が海域生物に影響を及ぼす。	<p>風車は洋上着床式で計画しており、各基の間隔を約500m程度開ける予定ですが、集団で設置されるため、潮流への環境影響の程度について予測・評価を行います。</p> <p>現況の流向・流速の調査を十分行った上で、風車設置後の変化予測により周辺海域の地形変化、生物への影響と軽減措置について検討いたします。</p>
91	波浪の変化：同様な理由により、波浪分布の変化予測についても実施すべき。潮流変化に加えて、波浪分布の変化が周辺海浜の汀線変化に影響を与え、海岸侵食に至る懸念がある。	
92	海底地形の変化予測と評価・対策：潮流・波浪の変化に伴う現象の把握、評価、対策。	
93	海浜汀線の変化予測と評価・対策：潮流・波浪の変化に伴う現象の把握、評価、対策。	
94	潮の流れに変化が起こり、海岸線が変わる。	
95	付着生物防止剤の種類と使用量は十分生き物たちに配慮したものとしてください。環境ホルモンとして禁止された有機スズなどは、現在では使われていませんが、現在許可されているものの中にも、海生生物への毒性の異なるものがあるはず。また生物のライフサイクルに合わせて使用時期や量を決定することによって、薬品の量なども減らせると考えます。	<p>現時点では、本事業で設置する風力発電機メーカーは決まっておりません。今後、付着生物防止剤や塗料の情報を得た上で、検討いたします。</p>

5. 動物・植物・生態系

No.	意見	当社の見解
96	漁場が風車ができることで狭くなる。	<p>魚類・底生生物の調査を行う予定としておりますが、地元漁業と水産有用種への影響については、魚類調査、潮間帯動植物調査等で対応を行います。</p> <p>安岡漁港、吉見漁港は当該海域を漁場としており、主な漁業種類は刺し網、釣り、採貝、採藻で、主要漁獲物としてはさわら、たい類、さざえ、わかめ等が挙げられます。</p> <p>刺し網漁業については、既存の漁業海域の把握を十分に行います。</p>
97	<p>漁業への影響は、漁協に問い合わせる程度ではなく、個別の漁民からの聞き取り調査を徹底してください。上記2の「地形が変わるのでは」と関係しますが、漁業への影響が気になります。安岡漁港と吉見漁港があります。山口県の出している「山口の漁港・漁場」を見ると、主な漁業種類が、安岡漁港は刺し網・採貝・釣り、吉見漁港は釣り・採貝・採藻・刺し網とあり、操業形態がいずれも沿岸100%、です。漁業補償をするとしても、予想外の被害が出た場合は大きな問題となるでしょう。</p>	
98	調査対象の中の魚類に、「タコ」名を加えてください。	<p>タコを含め、地元漁業と水産有用種への影響については魚類調査、潮間帯動植物調査等で対応を行います。</p>
99	<p>ウミガメの産卵場所への影響。</p> <p>(これも「地形が変わるのでは」との関連です。) 砂浜の形態が変わったり、地形が変わるとウミガメが産卵にきてても上陸・産卵に失敗する例が多く報告されています。</p>	<p>風車設置による流況に及ぼす影響については調査・予測・評価を実施いたします。また海岸侵食・堆積等地形変化への可能性がある場合には、ウミガメ産卵地への影響を評価いたします。</p> <p>ウミガメ調査については、一部方法書の凡例にミスがありましたが、安岡病院海岸、安岡海岸～綾羅木海岸を対象とした陸域での調査を予定しております。</p>
100	亀について陸地側に調査地点がありません。	
101	鳥などの動物の生息状況について。最近の異常気象の多い時に各季節に2日だけの調査でデータが入手できますか。	<p>鳥類等動物の生息状況調査については、各季節に代表的な天候・気候の時期を選定し、調査を行っております。</p> <p>荒天時や異常気象などは例外的な天候・気候となりますので、調査データを取得するのに不適であるとして、調査日としては除外したうえで、各季節2日と設定しております。</p>
102	風車から近い岬は野鳥の生息場所になっている。(シノリガモ、ミサゴ、カンムリウミスズメなど)	<p>海洋上を利用する鳥類の生息状況を把握することが重要となるため、ご指摘いただいた村崎ノ鼻には春季・秋季の鳥の渡りの時期に調査定点を設置して調査を行います。また、村崎ノ鼻に向かう海岸線に沿ってラインセンサス法による調査、船舶トランセクトにより海洋上からも目視調査を行い、ガン・カモ類やカモメ等の越冬状況を確認するため冬季調査を行うことを予定しております。</p>
103	<p>鳥類について。渡り鳥の通り道の一部ではないか。それを追う猛禽類はいないか。</p> <p>→ p.66 図3-1-8 ハチクマの渡りのコースがのっています。ヒヨドリが群れをなして渡る彦島からは離れていますが、パードストライクの可能性があるのではないのでしょうか。渡りの季節や時間帯に風車の運転を休止させることで、運転効率をほとんど下げることなく、鳥への被害を著しく低くしているスペインの事例や、あわら市などの先進的事例なども検討されてください(日本生態学会、2012年『保全生態学』17(1)参照)。</p>	<p>対象事業実施区域の鳥類の渡りの状況については、春と秋にハチクマなどの集団渡りの経路に位置していることから、春季・秋季の鳥の渡りの時期に陸上目視調査(定点調査、ラインセンサス)、洋上目視調査(船舶トランセクト)を行い、鳥類の利用状況を把握いたします。調査・予測・評価と、ご提示いただいた事例を参考に、鳥類への影響を極力回避するよう環境保全措置の検討をいたします。</p>

6. 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

No.	意見の概要	当社の見解
104	風車が建つと景観が損なわれる。安岡で生まれ育ち、いつも海を見て育ったところに風車が建つと景観が損なわれて嫌だ。	<p>主要な眺望点、景観資源については、文献調査および現地での目視確認、写真撮影等を行い、十分な現況把握を行います。調査は季節的な変化を把握するため春夏秋冬の4季に実施いたします。</p> <p>事業実施後の眺望・景観変化については、フォトモンタージュの作成により、検討いたします</p>
105	子供のころより水平線に沈む夕日を当たり前のように眺めてきました。日本中どこに行ってもこれほどきれいな夕日はないと最近思うようになりました。この夕日を奪わないで下さい。	
106	風景の変化予測を行うこと	
107	<p>地域住民にとって、風光明媚な自然海浜をもちその前面に広がる響灘海域に、20基もの鉄柱が現れることへの違和感を抑えることはできないのではないかと。御社アセスでは、下関景観基本計画（以下、基本計画）に従うと謳っているが、基本計画では海域について何も規定していない。豊かな海域景観の維持を図るといふ趣旨が書かれているだけである。この基本計画の目指すところを考えると、御社発電風車の林立は、海域景観に悪影響を及ぼすことが明白である。また、東京大学先端研の教授の話として、沖合設置型風力発電の場合、沿岸から20km程度離れた場所であれば低周波問題や景観問題もクリアできるといっている。御社の計画では沖合2kmと、はなはだ住居地域に近く、低周波の減衰効果も期待できず、海域景観を大きく阻害することは明白と考える。</p>	
108	眺望および景観について、調査地点を“主要な眺望点から海に近い4地点”とされてありますが、陸側（山側）における建設予定地点を望める地点も調査地点に加えて下さい。具体的には、済生会下関総合病院周辺です。その他にもこの要件に適合する地点はあるかと思えます。調査地点に加えて頂きたい理由は、町が見渡せ、かつ洋上風力発電も見える場所においては、町そのものの景観が大きく変わるのではないかと危惧しているからです。なにしろ、安岡地区にあるその他の建造物より遥かに高さのあるものです。調査して然るべきだと考えております。	<p>済生会下関総合病院に加え、福江地域等、陸側（山側）から建設予定地点を望める地点も追加で検討いたします。また、海側からの眺望として、定期船の航路上からの景観についても検討いたします。</p>
109	景観調査について。調査地点に福江がありません。国道191号線や電車に乗って、初めて日本海が視界に飛び込んでくるのが福江です。夕日百選に入ったこともあるほどで、日本海に沈む夕日は私たちにとってふるさとの景観になっています。どうお考えですか？	<p>本事業計画においては、風車は各基約500mの間隔をもって設置される予定となっており、各基の間の航行においても十分な距離があり、プレジャーボート等小型船舶の航行への支障は少ないものと考えます。</p> <p>風車の設置にあたっては、海上保安部と協議の上、航行安全対策を徹底し、可航区域、航路の設定や航路標識（灯標、灯浮標灯）の設置を行う予定としております。</p>
110	私は安岡漁港に遊漁船（マリンフィッシング安岡所属）を所有しています。安岡漁港や綾羅木マリーナには多数のプレジャーボートが係船されています。この多くがこの設置予定エリアで遊漁をしています。これらの船には何の権利もないのでしょうか。	

No.	意見の概要	当社の見解
111	<p>巨大な風車が海面にあたる影響はないのでしょうか。プレジャーボートはその多くが操船が未熟な素人です。沖がシケて帰ってきた時、安全な海面、航路の確保をお願いします。</p>	<p>風車のブレード（羽根）下端は、水面から24m以上の高さ（計画中）にあり、海面には大きな影響を与えないものと考えております。</p> <p>また風車は各基約500mの間隔をもって設置される予定となっております。この数値は安岡漁港の入口の防波堤開口幅の約50mよりも大きな間隔となっており、各基の間の航行において十分な距離があり、プレジャーボート等小型船舶の航行に支障はないものと考えます。安全な海面、航路の確保にあたっては、海上保安部と協議の上、航行安全対策を徹底し、可航区域、航路の設定や航路標識（灯標、灯浮標灯）の設置を行う予定としております。</p>
112	<p>各大会や練習に使用する範囲としましては、吉見古宿町に位置する小津久海岸を基地とし、同海岸から、横野町西方沖の「来留見ノ瀬」までを主な活動水面としています。</p> <p>貴社事業に係わる影響範囲は、少なからず幣連盟の活動範囲と交錯するものと考えます。当方が確認した限りでは、方法書からは、工事期間中及び工事完了後の航行規制などの記述を読み取ることが出来ませんでしたので、この点について現時点での計画を明確にさせていただくことをお願いいたします。また、交錯するようであれば、危険防止の観点から、これを出来るだけ避けるようご配慮をお願いいたします。</p>	<p>本事業の計画範囲は北端を来留見ノ瀬、南端を綾羅木海岸沖として設定しております。</p> <p>貴連盟の活動水面が吉見古宿町の小津久海岸から、横野町西方沖の来留見ノ瀬までであることから、工事期間中においては来留見ノ瀬付近で航行規制を行うことが予想されます。工事区域や航行規制区域については、工事の実施前に事前に周知し、危険のないよう努めてまいります。</p> <p>風車の設置にあたっては、海上保安部と協議の上、航行安全対策を徹底し、可航区域、航路の設定や航路標識（灯標、灯浮標灯）の設置を行う予定としております。</p>
113	<p>風力発電所の建設予定場所は、ディンギーヨットの競技場所であるので、風力発電は、もっと数キロ沖の海上に建設するよう求める。</p> <p>→（理由）来留見ノ瀬から吉見に至る海域は約40年まえからセイリングの競技が行われている場所である。韓国釜山及び中国青島の下関市姉妹都市との親善ヨットレースをはじめ中国地区のヨット選手権、山口県の選手権等が開催されている。ヨット競技に最も適した海域は、風が吹くこと、風が安定していること、海域に邪魔なものがないこと、海岸の断崖がなくトラブルで船が陸に流れても安全な事、ハーバーから競技海域が近い事である。このような海域は滅多に無い。将来、環境を整えば、国際ヨットレースも開催できる海域である。過去にヨットのオリンピック選手も輩出した海域である。このような、ヨット競技に適した貴重な海域を無駄にするべきでない。</p>	<p>風車の設置にあたっては、海上保安部と協議の上、航行安全対策を徹底し、可航区域、航路の設定や航路標識（灯標、灯浮標灯）の設置を行う予定としております。</p>

7. その他の環境

No.	意見	当社の見解
114	<p>対岸に当たる村崎ノ鼻は、歴史的な地で、古もあって、当地に住む者は設備等によって周囲の環境悪化が心配される。</p>	<p>本事業計画では、洋上に設置した風力発電機で発電した電力を海底ケーブルを用いて輸送し、村崎ノ鼻付近で陸上に上がり、陸上では地下ケーブルを通じて輸送することになります。そのため、村崎ノ鼻付近の一部で、海底ケーブルと陸上地下ケーブルの接続部で、ケーブルが露出する計画となりますが、周辺の環境を損なわないよう検討いたします。</p>
115	<p>水中騒音調査地点・人と自然の触れ合い活動の場調査地点に、安岡海水浴場と安岡病院海岸を含める。 →（理由）安岡海水浴場は砂海岸で散歩をし、海水浴を楽しみ、水にもぐる所。村崎ノ鼻から北の安岡病院方面の海岸は、岩や石が多く、水晶もとれたりして、昔から子供達の遊び場であったし、地元民は、冬場はワカメなどを採りにこの海岸線をずっと端まで歩いて往復する。</p>	<p>安岡病院海岸を調査地点に追加することを検討いたします。</p>
116	<p>船舶航行調査：周辺を航行している船舶の種類・隻数・航跡等を調査して、計画が通行船舶（漁船・小型船等）に及ぼす影響を評価する。</p>	<p>本事業計画においては、風車は各基約500mの間隔をもって設置される予定となっており、各基の間の航行においても十分な距離があり、プレジャーボート等小型船舶の航行への支障は少ないものと考えます。 風車の設置にあたっては、海上保安部と協議の上、航行安全対策を徹底し、可航区域、航路の設定や航路標識（灯標、灯浮標灯）の設置を行う予定としております。 よって、現在のところ船舶航行調査については予定しておりません。</p>
117	<p>付近住民道路の生活道路の渋滞状況を現在と発電所完成後の予測（見学者増のため）の比較を示すこと。</p>	<p>車両増加については今後、どのように対応するか検討いたします。</p>
118	<p>生活道路が海岸には1本しかなく、しかも狭い。今でも国道にでるとき難儀しています。発電所が完成すると見学車（者）が増えて渋滞して大変困ると思います。しっかり予測調査願います。</p>	
119	<p>シャドーフリッカーの件： 季節、時間毎のシミュレーションでの予測を図示すること。</p>	<p>シャドーフリッカーの発生予測につきましては、事前に風車の影が生じる範囲を予測し、風車配置を検討いたします。</p>
120	<p>（大気環境ではなく）、水環境の中に、低周波振動の項目をプラスする。更にその項目を、水中・水中砂地（地中）・海岸砂地（地中）の3つに分ける。観測地点は、吉見・安岡・綾羅木の3つの海水浴場と安岡病院の海岸線の浜の計4カ所。 →（理由）よそで、風力発電から2km海をへだてた島の海浜で寝ていたら、起き上がれなくなったという報告があった。これは、海水に満たされた土中・砂浜中の場合は音は伝搬していくから。浜の多くは砂地で、（又、浜だけでなく、吉見、安岡、綾羅木と砂地の地盤が内陸まで続いている）、地盤の固有周期が低いから、基礎が振動を伝えやすい。</p>	<p>水中騒音については、事業実施区域中心付近および、騒音影響範囲と考えられる事業実施区域より2km地点において水中音圧レベルの測定を実施いたします。</p>

No.	意見	当社の見解
121	<p>風力発電の送電線を海底から陸上に揚げ横野町を縦断して、一部住宅地を通り計画となっているが、調査項目に電磁波による影響調査が抜けているので是非追加して頂きたい。</p> <p>20年間という長期に渡って、地下1mに60,000kWの電流が流れる。高齢者が増加していく中で、健康への被害が心配される。</p>	<p>本事業計画において、洋上に設置する風力発電機で発電された電力は、海底送電線を用いて送電され、村崎ノ鼻より陸上に上がり、一部区間を除き陸上送配電線は地中埋設配電線を中心に考えており、中国電力(株)蒲生野支線まで送電する計画です。地中ケーブルは主要道路地下約1mに埋設されます。</p> <p>送電線の電磁波の影響については、文献調査および現地調査等を踏まえ、評価いたします。</p>
122	<p>送電線から出る電磁波について影響のない施設で検討していただきたい。</p>	<p>送電線の電磁波の影響については、文献調査および現地調査等を踏まえ、評価いたします。</p>
123	<p>海流が変わる。 →洋上風力には断固として反対！</p>	<p>風車は、洋上着床式の設置を計画しており、各基の間隔を約500m程度開ける予定ですが、集団で設置されるため、潮流への環境影響の程度について予測・評価を行います。</p> <p>現況の流向・流速の調査を十分行った上で、発電機設置後の変化予測により周辺海域の地形変化、生物への影響と軽減措置について検討いたします。</p>
124	<p>建設によって潮の流れが変わるのではないかと。海中に15個から20個の基礎ブロックが置かれると、潮の流れがどのように変わるかのくわしいシミュレーションを。</p> <p>潮流が変わると、砂浜・藻場その他、位置や状況が変わってくるのではないのでしょうか。</p> <p>消波ブロックを置くことで、砂浜が変形したという例は多いです。山口県内でも起きています。例：防府市富海の多くの人でにぎわった海水浴場の砂浜が消波ブロックの設置以後、非常にやせ細り、海水浴場としてなりたたないばかりか、緩やかな階段式の護岸の下が空洞になって危険な程度に近づいています。</p>	<p>風車は、洋上着床式の設置を計画しており、各基の間隔を約500m程度開ける予定ですが、集団で設置されるため、潮流への環境影響の程度について予測・評価を行います。</p> <p>現況の流向・流速の調査を十分行った上で、発電機設置後の変化予測により周辺海域の地形変化、生物への影響と軽減措置について検討いたします。</p>

官報に掲載した公告
平成 25 年 3 月 15 日 (金) 掲載

<p>(仮称)安岡洋上風力発電事業環境影響評価方法書の公告</p> <p>環境影響評価法(平成九年法律第八十二号)以下「法」という。第五条の規定に基づき、環境影響評価方法書(以下「方法書」という)を作成しましたので、法第七条に基づき次のとおり公告いたします。</p> <p>一 事業者の氏名及び住所 前田建設工業株式会社 代表取締役社長 小原 好一 東京都千代田区猿樂町二八十八猿樂町ビル</p> <p>二 対象事業の名称、種類及び規模 (仮称)安岡洋上風力発電事業 風力発電(洋上着床式) 出力 最大六万キロワット</p> <p>三 対象事業が実施されるべき区域 山口県下関市安岡町</p> <p>四 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 山口県下関市</p> <p>五 方法書の縦覧の場所、期間及び時間</p> <p>縦覧場所 下関市役所 下関市環境部環境政策課 下関市役所 安岡支所 下関市役所 川中支所 下関市役所 吉良支所 下関市役所 篠島支所</p> <p>縦覧期間 平成二十五年三月十五日(金)から 平成二十五年四月十五日(月)まで (ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く)</p> <p>縦覧時間 午前八時半から午後五時まで</p> <p>その他 縦覧期間中は、左記のウェブサイトにて縦覧いただけます。 http://www.maeda.co.jp/yasuoka</p>	<p>六 意見書の提出 本方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、「七 意見書の記載事項」をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、方法書説明会会場に設置されております意見書箱にご投函くださるか、書面にて郵送によりお寄せいただくか、または左記メールアドレスに電子メールにてご提出ください。</p> <p>七 意見書の記載事項 ① 氏名および住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地) ② 意見書の提出の対象である方法書の名称(「(仮称)安岡洋上風力発電事業環境影響評価方法書」と記載ください) ③ 方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めてご記載ください)</p> <p>八 意見書の提出期限 平成二十五年四月三十日(火)まで (平日消印有効)</p> <p>九 意見書の提出先 縦覧場所に備え付けの意見書箱 〒700-1006 東京都千代田区猿樂町二八十八猿樂町ビル 前田建設工業株式会社 事業企画部 メールアドレス yasuoka-assesse@city.maeda.co.jp お問い合わせ先 前田建設工業株式会社 事業企画部 東京都千代田区猿樂町二八十八猿樂町ビル TEL 03-3527-9526 (土曜日・日曜日・祝日を除く、午前九時から午後五時まで)</p> <p>平成二十五年三月十五日 東京都千代田区猿樂町二八十八猿樂町ビル 前田建設工業株式会社 代表取締役社長 小原 好一</p>
---	--

当社ホームページに掲載したお知らせ

平成25年3月15日より掲載
当社ホームページトップページ



縦覧ページ

ニュース お問い合わせ English 文字サイズ 大 中 小検索

[サービス&ソリューション](#) [実績紹介](#) [技術紹介](#) [企業情報](#) [IR情報](#) [CSR](#) [採用情報](#)

トップ > (仮称)安岡沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書 縦覧

[お問い合わせ](#)

(仮称)安岡沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書 縦覧



「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)安岡沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書」を作成いたしましたので、縦覧いたします。

NEWS

- [\(仮称\)安岡沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書入選期についてPDF\(30KB\)](#)
- [\(仮称\)安岡沖洋上風力発電事業「環境影響評価方法書」発動書\(PDF\)\(8.9KB\)](#)
- [\(仮称\)安岡沖洋上風力発電事業「環境影響評価方法書」\(仮称\)PDF\(1.8KB\)](#)
- [\(仮称\)安岡沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書\(PDF\)\(1.8KB\)](#)

本方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、記載事項(1)～(3)をご記入のうえ、平成25年4月30日(火)まで下記メールアドレスに電子メールにてご提出ください。

メールアドレス
yasuoka-asses@city.maeda.co.jp

記載事項

- (1)氏名および住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地)
- (2)意見書の提出の対象である方法書の名称(「(仮称)安岡沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書」とご記載ください)
- (3)方法書に對しての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めてご記載ください)

お問い合わせ先

前田建設工業株式会社
事業企画部
03-5217-9526
(土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで)

[このページのトップへ](#)

平成 25 年 3 月 15 日

**(仮称) 安岡沖洋上風力発電事業に係る
環境影響評価方法書の縦覧について**

「環境影響評価法」および「環境影響評価法の一部を改正する法律」に基づき、『(仮称) 安岡沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書』および『(仮称) 安岡沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書【要約書】』を作成しましたので、下記の通り縦覧いたします。

前田建設工業株式会社
代表取締役社長 小原 好一

■対象事業の概要

事業者の名称 代表者の氏名 所在地	前田建設工業株式会社 代表取締役社長 小原 好一 東京都千代田区猿蓑町2-8-8 猿蓑町ビル
対象事業の名称 " 種類 " 規模	(仮称) 安岡沖洋上風力発電事業 風力発電(洋上着床式) 出力 最大60,000キロワット
対象事業実施区域	山口県下関市安岡沖
環境影響を受ける範囲であると認められる地域	山口県下関市

■縦覧

縦覧の場所 (6箇所に実施)	・下関市役所 ・下関市環境部環境政策課 ・下関市役所 安岡支所 ・下関市役所 川中支所 ・下関市役所 吉見支所 ・下関市役所 彦島支所
縦覧期間	平成25年3月15日(金)か同年4月15日(月)まで
縦覧時間	土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで
電子縦覧	下記ウェブページにて実施いたします。 http://www.maeda.co.jp/yasuoka/
意見書の提出	環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、以下の方法にて平成25年4月30日(火)までにご提出ください。
提出先	①縦覧場所に備え付けの意見書箱 ②郵送(平成25年4月30日(火)当日消印有効) 送付先: 東京都千代田区猿蓑町2-8-8 前田建設工業株式会社 事業企画部 ③E-mail: yasuoaka-assess@jcity.maeda.co.jp

■お問い合わせ先

前田建設工業株式会社 事業企画部
電話 03-5217-9526

縦覧場所に設置した縦覧者記録用紙

縦覧者記録用紙

縦覧場所: _____

※記入例に従い、ご記入ください。

No.	縦覧日	性別	年齢	住所	職業
記入例	平成25年 ○月○日	①. 男 2. 女	△△歳	①. 下関市 2. その他山口県内 3. 山口県外	会社員
1	平成25年 月 日	1. 男 2. 女		1. 下関市 2. その他山口県内 3. 山口県外	
2	平成25年 月 日	1. 男 2. 女		1. 下関市 2. その他山口県内 3. 山口県外	
3	平成25年 月 日	1. 男 2. 女		1. 下関市 2. その他山口県内 3. 山口県外	
4	平成25年 月 日	1. 男 2. 女		1. 下関市 2. その他山口県内 3. 山口県外	
5	平成25年 月 日	1. 男 2. 女		1. 下関市 2. その他山口県内 3. 山口県外	
6	平成25年 月 日	1. 男 2. 女		1. 下関市 2. その他山口県内 3. 山口県外	
7	平成25年 月 日	1. 男 2. 女		1. 下関市 2. その他山口県内 3. 山口県外	
8	平成25年 月 日	1. 男 2. 女		1. 下関市 2. その他山口県内 3. 山口県外	
9	平成25年 月 日	1. 男 2. 女		1. 下関市 2. その他山口県内 3. 山口県外	
10	平成25年 月 日	1. 男 2. 女		1. 下関市 2. その他山口県内 4. 山口県外	

前田建設工業株式会社

自治会に対し回覧した文書

平成 25 年 3 月 吉日

各 位

東京都千代田区猿楽町 2-8-8
前田建設工業株式会社

(仮称) 安岡沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書の

説明会の開催について

(ご案内)

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、弊社では、下関市の安岡沖において(仮称)安岡沖洋上風力発電事業を計画しております。つきましては「環境影響評価法」に基づき『(仮称)安岡沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書』を作成し、下記のとおり説明会を開催いたしますので、ご多用中とは存じますがご出席賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

日時：平成 25 年 4 月 7 日 (日) 午前 10:00 から
会場：下関市役所 安岡公民館 3 階講堂 (住所：下関市安岡駅前二丁目 7 番 1 号)

お車でのご越しの方は、下図の通り駐車場をご用意しております。

当日午前 9:30 以降、マイクロバスにて随時説明会場まで送迎いたしますので、ご利用ください。



【説明会の内容】

- ・ 現在までの経緯
- ・ 事業の概要
- ・ 環境影響評価方法書の概要
- ・ 質疑応答、その他

また、下記のとおり縦覧いたしますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

【対象事業の概要】

事業者の名称 代表者の氏名 所在地	前田建設工業株式会社 代表取締役社長 小原 好一 東京都千代田区猿樂町2-8-8 猿樂町ビル
対象事業の名称 " 種類 " 規模	(仮称)安岡沖洋上風力発電事業 風力発電(洋上着床式) 出力 最大60,000キロワット
対象事業実施区域	山口県下関市安岡沖
環境影響を受ける範囲であると認められる地域	山口県下関市

【縦覧】

縦覧の場所 (6箇所にて実施)	・下関市役所 ・下関市環境部環境政策課 ・下関市役所 安岡支所 ・下関市役所 川中支所 ・下関市役所 吉見支所 ・下関市役所 彦島支所
縦覧期間	平成25年3月15日(金)から同年4月15日(月)まで
縦覧時間	土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで
電子縦覧	下記ウェブページにて実施いたします。 http://www.maeda.co.jp/yasuoka/
意見書の提出	環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、以下の方法にて平成25年4月30日(火)までにご提出ください。
提出先	①縦覧場所に備え付けの意見書箱 ②郵送(平成25年4月30日(火)当日消印有効) 送付先: 東京都千代田区猿樂町2-8-8 前田建設工業株式会社 事業企画部 ③E-mail: yasuoka-assess@city.maeda.co.jp

【お問い合わせ先】

前田建設工業株式会社 事業企画部

電話 03-5217-9526

(土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで)



完成予想図 安岡海水浴場から望む

縦覧ページに掲載した文書

平成 25 年 3 月 22 日

**(仮称) 安岡沖洋上風力発電事業に係る
環境影響評価方法書説明会の開催について**

「環境影響評価法」に基づき、『(仮称) 安岡沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書』の説明会を下記の通り開催いたします。

前田建設工業株式会社
代表取締役社長 小原 好一

■対象事業の概要

事業者の名称 代表者の氏名 所在地	前田建設工業株式会社 代表取締役社長 小原 好一 東京都千代田区猿蓑町2-8-8 猿蓑町ビル
対象事業の名称 " 種類 " 規模	(仮称) 安岡沖洋上風力発電事業 風力発電(洋上着床式) 出力 最大60,000キロワット
対象事業実施区域	山口県下関市安岡沖
環境影響を受ける範囲であると認められる地域	山口県下関市

■説明会の日時及び場所

日時	平成25年4月7日(日) 午前10時より
場所	安岡公民館 三階講堂 (下関市安岡駅前2-7-1)

■お問い合わせ先

前田建設工業株式会社 事業企画部
電話 03-5217-9526 (土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで)

縦覧場所に用意した意見書（様式）

環境影響評価方法書についての意見書

平成25年 月 日

（あて先） 前田建設工業株式会社 代表取締役社長 小原好一

方法書についての意見書を提出します。

方法書の名称	（仮称）安岡沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書
フリガナ 氏名	
住所	

環境の保全の見地 からの意見 （日本語で記入）	

意見の理由 （日本語で記入）	

締切日：平成25年4月30日（火）まで

- 提 出：①縦覧場所に備え付けの意見書箱
以下の方法でも提出できます。その場合はこの様式に準じた様式を用いることができます。
②郵送（平成25年4月30日（火）当日消印有効）
送付先：東京都千代田区猿楽町2-8-8 猿楽町ビル
前田建設工業株式会社 事業企画部
③E-mail：yasuoka-assess@jcity.maeda.co.jp

問い合わせ先：前田建設工業株式会社 事業企画部 TEL 03-5217-9526
ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

